

聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第二十四号

聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則（平成九年聖籠町規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書を次のように改める。

ただし、受給資格の効力が生じた月において、一部負担金が医療保険各法における一月の自己負担限度額未満となる場合は、助成しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第七条の規定は平成二十三年四月一日から適用する。